

社協だより

福 社



NO.63 平成 25 年 10 月 1 日発行

■発行／飛驒市社会福祉協議会 〒509-4221 飛驒市古川町若宮二丁目1番66号
古川町総合会館内 TEL<0577>73-3214

■URL <http://www.hidasi-syakyo.net/> E-mail : info@hidasi-syakyo.net

飛驒市社協 検索 ←

* この機関誌は、赤い羽根共同募金の配分により発行しています。



主な内容

飛驒市社協合併 10 周年記念

第3回飛驒市福祉・ボランティアフェスティバル	2~3
トピックス	4
夏休み給食体験ボランティア	5
福祉ひだアンケートクイズ解説	6
生活福祉資金貸付制度	7
歳末事業募集、歳末激励金	8~9
お知らせ	10
相談事業一覧	11
平成25年度共同募金依頼・寄付お礼	12

飛驒市社協合併 10 周年記念第3回飛驒市福祉・ボランティアフェスティバルが8月25日に開催され、オープニングでマスコットキャラクターの表彰式と着ぐるみのお披露目を行いました。58点の応募の中から最優秀賞には宮之原仁美さんの『ひだ守ちゃん』が選ばれ、インタビューの中で、「飛驒市に幸せの花が咲いて、みんなが幸せな気持ちになってほしい。」という作品への思いや「これからは飛驒を守るような活動をしてほしい」と思いを語られました。皆様に愛されるようなキャラクターになるよう、イベントにも積極的に参加して社会福祉協議会の活動をPRしていきます。

飛騨市社協合併10周年記念 第3回飛騨市福祉・ボランティアフェスティバル

8月25日、ハートピア古川周辺で飛騨市社協合併10周年記念第3回飛騨市福祉・ボランティアフェスティバルを開催し、約800名の来場者がありました。

これは飛騨市社会福祉協議会と飛騨市ボランティア連絡会が共催で、福祉活動やボランティア活動への理解や関心を深めるために開催しているもので、天気にも恵まれどのコーナーにもたくさん的人が訪れていました。

多目的ホールのイベントひろばでは、飛騨市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ひだじゅくちゃん」の発表や宮城保育園児によるお遊戯披露、ピンクスによるステージ、綾小路きみまろのものまねのまねまろさんによる漫談、クイズラリー抽選会、だんごまきも行われ、会場狭しと集まった人たちの熱気に包まれました。







トピックス



ゆうゆう旅行

7月17日、18日の2日間、76名の一人暮らし高齢者の方と、下呂温泉に1泊旅行に行ってきました。

1日目は、ニューハーフショーを見学し、近くで見るニューハーフの方々の美しさに圧倒されてしまいました。2日目は、お茶摘み体験、かしも明治座の見学をしました。2日間とも、ゆったりとした日程で、近場への旅行ということもあり、たくさんの方にご参加いただきました。また、2カ所の温泉につかり、日ごろの疲れを癒し、リフレッシュされた様子でした。

参加された方からは、「2カ所の温泉を楽しめてよかったです。」「ゆったりとした行程で、せわしい旅行でないから、参加できた。」と話しておられました。



カフェワゴン



9月5日、神岡子育て支援センターで、ピンクスによるミニコンサートを開催し38組の親子に参加いただきました。いろんな楽器を使った演奏や、親子で手遊びや歌を歌い、とても楽しいひとときを過ごしていただきました。参加された方からは、「とっても歌声がきれいで、感動した。」「歌に合わせて、いろんな楽器を使用していてびっくりした。」と話しておられました。

また、10月17日には、神岡町公民館、11月13日には、杉崎センターにて、鎌村邦子先生によるベビーマッサージを開催します。時間はいずれも、午前10時～午前11時30分まで、0歳児のお子さんがみえる方を対象に開催します。マッサージを通して、親子のスキニシップを図りませんか？参加をご希望の方は、事前申し込みが必要ですので、飛騨市社会福祉協議会電話0577-73-3214までお申し込みください。

親子いきいきふれあい事業「親子お楽しみ会」

7月28日(日)、保育園から中学生までの子さんをお持ちのひとり親家庭を対象に、親子のふれあい、ひとり親家庭の交流を目的として、「親子お楽しみ会」を実施しました。

当日は、19世帯47名にご参加をいただき、かかみがはら航空宇宙科学博物館やリニア・鉄道館の見学をしたり、名古屋めしのランチバイキングを楽しみました。

夏のまばゆい日差しの中、たくさんの飛行機や電車に驚いたり、鶴の手羽先やきしめん、エビフライなどをおかわりしながら、親子や友達との会話もはずみ、夏休みのひとときを過ごしました。

※この事業は、飛騨市より委託を受けて実施しています。



神岡地区近隣見守りネットワーク別研修会

神岡地区で、7月から9月にかけて、町内を9ブロックに分けての、「近隣見守りネットワーク別研修会」を開催しました。

この研修では、民生委員と福祉協力員及び関係団体等が地域の見守りが必要な方(要援護者)について、日常の見守りを実施している「近隣見守りネットワーク」についての活動方法及び注意点等を確認し、見守りに必要な情報について、地域の白地図に記入して参加者で確認しました。また、地域の防災について、避難時の非常持ち出し品についてなど、参加者で考えていただく研修も実施しました。

この研修は、地域の要援護者の情報を福祉協力員で共有し、日ごろからさりげなく要援護者を見守ることで、安心して地域に長く暮らすことができるよう支援できることを目的として毎年実施しています。





給食サービス



古川地区

古川町では年間17回程度、給食サービスが行われています。5月15日、6月14日、7月4日、7月26日、8月21日、9月25日には、くちなしの会(岡部せつ子会長)5月24日にはあいの会(中村恵子会長)6月22日には栄養士会(金村好美会長)による給食サービスが行われました。季節の食材を使ったお弁当で、利用者の方々に大変喜ばれています。7月26日と8月21日には古川小学校と古川西小学校の児童がボランティアとして参加してくれました。調理の仕方を教わりながら、寿司を笹で包んだ笹寿司を作ったり、揚げ物を揚げたりと一生懸命調理してくれました。また利用者の方がお弁当のふたを開けた時に、「うわあ　おいしそう」と思ってもらえるようにと気を付けながら盛り付けをしてくれました。

お弁当は、配達ボランティア ランチボックスの方によって配達されます。小学校の児童も一緒に配達し、「調理が難しかったところもあったけどお弁当を渡すと笑顔で受け取ってくれて嬉しかった」「味わって食べるねと言ってくれて嬉しかった」との声が聞かれました。



宮川地区

宮川地区ではあじさいの会(梶村君子会長)による給食サービスが行われています。献立は毎回会員さんで話し合い旬の食材を使い、季節感あふれるメニューへと仕上がっています。

8月7日には宮川小学校児童4名がボランティアとして参加してくれました。慣れない料理に苦戦しながらもあじさいの会の会員の方に教えてもらいながら一生懸命調理してくれました。お弁当が出来上がると、民生委員と一緒に配達に行きました。「配達した時のお礼が嬉しかった。」「始めて参加して、弁当を作る大変さが分かった。」など、夏休みの良い体験になったようでした。



河合地区

河合地区では毎月1回福寿草の会(下堂前ハナエ会長)による給食サービスが行われています。

7月25日には河合小学校の児童6名がボランティアとして参加してくれました。調理の際は、福寿草の会の会員の方に、野菜の切り方やゆで方などを教わりながら一生懸命作りました。お弁当が出来上がると、地域の民生委員さんと一緒に利用者のお宅を訪ね、お弁当を手渡しました。利用者の方々も子どもたちの来訪にとても喜んでいらっしゃいました。



神岡地区

夏休み期間を利用して、給食サービス(高齢者見守りを兼ねた配食サービス)の中高生のボランティア体験を実施しました。

神岡では地区内の小中高校生から毎週延べ19名参加して、調理ボランティアなずな会(埜藤千穂子会長)と一緒に配食弁当の調理を体験しました。児童生徒の皆さんからは、「一度にたくさんのお弁当を作るのはたいへんだったけれど、おいしくできた。」「高齢の方に喜んでもらえるよう心をこめて作りました。」「家でも調理を手伝いたい。」などの感想をいただきました。



飛騨市社会福祉協議会に関するアンケートクイズについて

7月1日発行福祉ひだに掲載しました、飛騨市社会福祉協議会に関するアンケートクイズについて市民の皆様より多数のご意見・ご要望等お寄せいただきました。ありがとうございました。今回は、クイズの回答と説明をさせていただきます。

■問1 社会福祉協議会は市役所の機関である。

答.×

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進の中心的な担い手として位置づけられる公共性・公益性の高い民間社会福祉団体です。各市町村には市町村社会福祉協議会が、県には県社会福祉協議会が設置されており、地域における民間社会福祉活動を推進するとともに、地域住民の生活課題の解決のため、さまざまな事業を展開しています。

■問2 法人後見事業を実施しているが、この事業は誰でも利用することができる。

答.×

法人後見事業は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分なために、意思決定が困難な方の判断能力を補うため、社会福祉協議会が後見人、保佐人又は補助人となることにより、被後見人、被保佐人及び被補助人の財産管理、身上監護を行い、高齢者、障がい者等が安心して日常生活を送ることができるよう支援することを目的とする事業です。現在、法人後見事業の対象者は「飛騨市成年後見制度における市長申し立てにかかる要綱」に基づいて市長が申立てを行う方となっています。

■問3 元気確認ポストカード事業は、一人暮らし高齢者の方と往復ハガキをやり取りする中で、郵便局の協力により配達時に一声かけながら、安否確認を行っているが、毎日往復ハガキを出ししている。

答.×

元気確認ポストカードは、毎日ではなく週2回(水曜日、金曜日)社会福祉協議会より往復ハガキを発送しています。

■問4 登録しているボランティア団体は、17団体あるが、その会員数の合計は300人以下である。

答.×

現在、飛騨市内で登録しているボランティア団体の数は17団体353人です。

■問5 飛騨市あいサポートセンターは、結婚相談事業を行っているが、直通の携帯電話がある。

答.○

飛騨市あいサポートセンターでは定期的な相談日を設けず、その都度コーディネーターが相談に対応致します。「結婚をしたいけど、出会いがない」「今年こそは…」とお考えの方は是非ご相談下さい。後日、面談日とお時間を決定させて頂きます。

直通電話もご利用ください。携帯 080-2666-4053

また、あいイベントや独身者研修などの案内を携帯電話等のメールへ配信する「メール会員」も募集しています。

■問6 週1回、ハートピア古川で、簡単な計算や読み書きを行う『脳の健康教室』を開いているが、これは認知症の進行を防ぐために行っている。

答.×

介護保険制度の介護予防事業として、飛騨市より受託し、毎週金曜日に『脳の健康教室』を開催しています。これは、簡単な読み書き計算をすることにより脳を活性化させ、認知症の予防を推進することを目的としています。



生活福祉資金貸付制度のご案内

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした国の貸付制度で本会が窓口となって実施しています。

資 金 の 種 類		貸 付 け 限 度 額
総合支援資金	生 活 支 援 費	生活再建までの間に必要な生活費 ※最長1年間
	住 宅 入 居 費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	福 祉 費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用
	緊急小口資金	緊急かつ一時に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用
教育支援資金	教 育 支 援 費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するために必要な経費
	就 学 支 度 費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例つなぎ資金		解雇等により住居を喪失し、生活維持が困難な離職者に対して、公的給付等の開始までの間に必要な生活費を貸し付ける資金
		10万円以内

● ご利用に際して ●

- *地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。
- *対象世帯は、低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯で、一定基準より収入が多い場合は貸付対象とならないことがあります。(一定基準とは、概ね市民税非課税程度。または生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍程度)
- *総合支援資金及び福祉費は連帯保証人を立てれば無利子(連帯保証人なしは、年1.5%)、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子
- *貸付の決定及び貸付金の交付は、岐阜県社会福祉協議会が行います。

お問い合わせ

飛騨市社会福祉協議会 TEL0577-73-3214 (貸付担当:瀬木)

平成25年度ふれあい福祉推進事業助成団体募集！

飛騨市社会福祉協議会では、「歳末たすけあい運動」に基づき、支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者・児童・障がい児者等とのふれあい活動や仲間づくりを目的とした地域福祉事業に対して、歳末たすけあい募金の一部より助成します。対象となる団体等で助成を希望される場合は、下記により申請して下さい。

1. 助成団体及び助成対象事業

3人以上で構成する団体等が、飛騨市民を対象として、11月～12月中に実施・完了する事業とします。（同一団体の助成は3年間まで）また、備品購入費、団体の運営費・飲食費等には使用できません。なお、飛騨市社会福祉協議会の他の補助事業と重複して申請することは出来ません。

例

- * 地域の方々との世代間交流事業。
(餅つき大会、門松作り、クリスマス会、ボランティア活動、講演会等)
- * 施設入所者と地域住民のクリスマス会や餅つき大会等の交流事業等。
- * 上記の他、地域福祉の向上に資する事業等。

2. 助成金額

一団体あたり50,000円を上限とする。(対象事業費の1／2以内)
採択件数は歳末たすけあい募金額の範囲内とします。

3. 助成金交付申請

助成金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を12月20日(金)までに飛騨市社会福祉協議会へ提出してください。

- (1) 歳末たすけあい募金ふれあい福祉推進事業助成金交付申請書（第3号様式）
- (2) 歳末たすけあい募金ふれあい福祉推進事業計画書（第4号様式）

※様式は、飛騨市社会福祉協議会のホームページ

URL:<http://www.hidasi-syakyo.net/> 10月1日以降ダウンロード出来ます。

4. 審査及び交付決定

審査後、12月中に申請団体に通知します。

5. 実績報告書及び交付請求書

事業終了後速やかに次に掲げる書類を、飛騨市社会福祉協議会へ提出してください。

- (1) 助成金請求書（第5号様式）
- (2) 歳末たすけあい募金ふれあい福祉推進事業実績報告書（第6号様式）
- (3) 歳末たすけあい募金ふれあい福祉推進事業報告明細書（第7号様式）

問い合わせ
及び提出先

社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会

TEL 0577-73-3214 (担当・井下)

〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目1番66号 古川町総合会館内

歳末激励金交付事業の 申請受付を行います!



予告

飛騨市社会福祉協議会では、毎年「歳末たすけあい募金」を財源として歳末激励金交付事業を実施しています。

11月中に案内チラシ(裏面申請書)の新聞折込を行いますので、詳細をご確認いただき、対象世帯と思われる場合は手続きをしていただきますようお願ひいたします。

対象となる世帯

飛騨市内に在住し、住民基本台帳等に登録され構成されている生計を一にする①～③のいずれかの世帯で、それぞれの要件を全て満たす世帯。ただし生活保護世帯は除く。

①母子父子世帯及び両親なし世帯

- ア 当該世帯で子が高校生（未就労）までの世帯
- イ 市民税非課税世帯
- ウ 家族年収150万円以下（子2人目からは1人に付き40万円加算）の世帯

②障がい児・者（身体・知的・精神）と同居の世帯

- ア 身障・精神手帳（1級）、療育手帳（A1）の認定者
- イ 市民税非課税世帯
- ウ 家族年収250万円以下の世帯

③その他の世帯

- ア 市民税非課税世帯
- イ 家族年収80万円以下（世帯人員1人に付き40万円加算）

受付期間（11月1日（金）～11月29日（金）終了後、確認・審査をさせていただき、決定または不決定通知を12月中に送付させていただきます。

お問い合わせ

飛騨市社会福祉協議会（古川町総合会館内）

TEL 0577-73-3214（担当・井下）



移動結婚相談所開設のお知らせ

神岡町で、下記のとおり「結婚相談」を実施いたします。ご本人様・ご家族様で、結婚についての相談がありましたら、ご来所ください。担当者が、相談をお受けいたします。

1. 開 所 日 平成25年10月16日(水)
平成25年11月13日(水)
2. 時 間 午後1時～4時の間（両日とも）
3. 場 所 神岡振興事務所1階 第3会議室
4. 申込み 申し込みは不要です。直接お越し下さい。
5. そ の 他 相談・登録は無料です
個人の秘密を守ります
事前の予約や問い合わせは下記へ



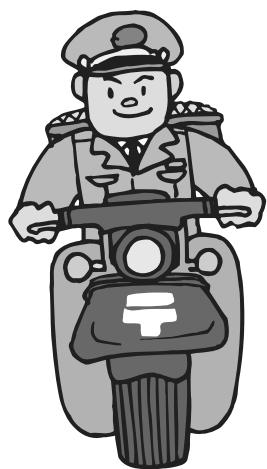
0577-73-3214 飛騨市社会福祉協議会 福田
080-2666-4053 担当コーディネーター(相談担当) 稲葉

元気確認ポストカード往復便事業

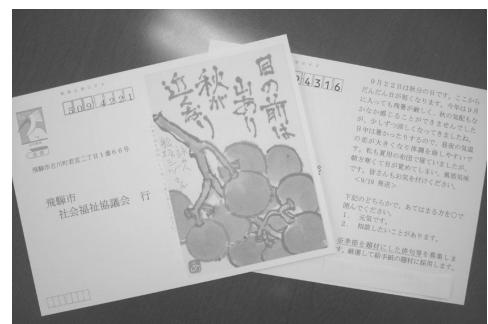
対象者

75歳以上の人暮らし高齢者

この事業は、一人暮らし高齢者の方と往復ハガキをやり取りする中で、郵便局の方の協力を得ながら配達時に一声元気確認を行い、安否確認を行うものです。社会福祉協議会から週2回、季節の絵手紙が描かれた往復ハガキが届きますので、『元気です』『相談したいことがあります』のどちらかに○をしていただき、郵便局員さんにお渡しください。



このハガキのやり取りを希望する方を募集しています。詳しいことは、飛騨市社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。また、利用者本人が何らかの事情で申請にお越しいただけない場合は、家族の方、または代理の方でも申請できます。



飛騨市社会福祉協議会 TEL 0577-73-3214 (担当:瀬木)

各種相談事業等の予定

古川町・河合町
宮川町・神岡町

	日付	事業名	時間	場所
10月	9日(水)	心配ごと相談	19:00~21:00	河合町公民館
	10日(木)	心配ごと相談	10:00~12:00	ハートピア古川
	11日(金)	心配ごと相談	18:00~20:00	神岡振興事務所
	17日(木)	無料法律相談	13:30~16:30	神岡町ふれあいセンター(大島)
	25日(金)	心配ごと相談	13:30~15:30	ハートピア古川
	27日(日)	心配ごと相談	10:00~12:00	神岡振興事務所

	日付	事業名	時間	場所
11月	8日(金)	心配ごと相談	18:00~20:00	神岡振興事務所
	10日(日)	心配ごと相談	10:00~12:00	ハートピア古川
	15日(金)	心配ごと相談	13:00~15:00	宮川町公民館
	21日(木)	無料法律相談	13:30~16:30	ハートピア古川
	24日(日)	心配ごと相談	10:00~12:00	神岡振興事務所
	25日(月)	心配ごと相談	13:30~15:30	ハートピア古川

■無料法律相談

法的な悩み、トラブルなどをご相談いただけます。同じ相談内容は1人2回までとします。1日の相談受付は6名まで、事前に予約が必要です。下記までお申し込み下さい。

(法的な問題の内容や相手先によってはお断りする場合があります)

■心配ごと相談

日々の悩み、近所トラブル、どこに相談していいかわからないことなどをご相談いただけます。相談員は、民生児童委員、行政相談委員、人権擁護委員で、予約は不要です。どの地区的相談所でもご利用いただけます。

■でいい・サポートセンター

定期的な相談日を設けず、その都度コーディネーターが相談に対応いたします。「結婚をしたいけど、出会いがない」「今年こそは……」とお考えの方は是非ご相談下さい。後日、面談日とお時間を決定させていただきます。(直通携帯電話 080-2666-4053)

ご予約
お問い合わせ

飛騨市社会福祉協議会(古川町総合会館内)
TEL 0577-73-3214

平成25年度 赤い羽根共同募金に ご協力をお願いします!!

今年も、全国一斉に10月1日から「赤い羽根共同募金運動」が実施されます。戸別募金、街頭募金、職域募金、法人募金などで多くの皆様にご協力をお願いいたします。皆様からいただきました募金は、岐阜県共同募金会へ送金し、次年度の様々な福祉活動に活用されます。

昨年度は飛騨市でおよそ4,785千円の募金をいただき、飛騨市社会福祉協議会では、高齢者世帯等の給食サービスや見守り活動、ひとり親家庭の支援事業、広報紙の発行や福祉・ボランティアフェスティバル開催等に活用させていただきました。



河合町イベント募金



宮川町イベント募金



●7月11日、「古川陶芸クラブ」会長丸亀新一様より、「古川陶芸クラブの創立二十五周年記念陶芸作品展」売り上げを福祉事業にご寄付いただきました。

飛騨市社会福祉協議会にご寄付いた
ただきありがとうございました。
頂戴した尊い浄財は、地域福祉の
為に有効に活用させていただきます。
(平成25年6月15日～9月13日受付分)

かわい秋桜の会 様（河合町）

57,614円

寄付御礼

古川陶芸クラブ
会長 丸亀 新一 様（古川町）
50,000円

福田 利男 様
(古川町)
100,000円

坪根 豊 様
(古川町)
200,000円

原田 糸子 様
(神岡町)
100,000円



●9月4日、信包区女性部より書き
損じハガキ・古切手・ベルマークをご
寄付いただきました。また、製糸丸区
女性部や個人の方からもご寄付いた
だきました。書き損じハガキ・古切
手はボランティア連絡会へ、ベルマーク
は障がいのある人を支える会へお渡
しさせていただき、有効に活用させて
いただきます。